

日本股関節鏡研究会 会則

第 1 章 総則

第 1 条：会の名称

本会は日本股関節鏡研究会、英文では Japanese Society for Hip Arthroscopy (JSHA) と称する。

第 2 条：目的

本会は臨床及び基礎研究を含む討論、意見交換を通じ、日本における股関節鏡視下手術手技の普及と発展を目的とし、患者の QOL 向上に貢献していくものとする。

第 3 条：事業

本会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

1. 研究会の開催
2. 研究会誌の刊行
3. その他、本会の事業目的を達成するのに必要な事項

第 4 条：事務局

本会は、神奈川リハビリテーション病院内に事務局を置く。

連絡先 〒 243-0121 神奈川県七沢516番地

TEL: 046-249-2503 (代) FAX: 046-249-2502

第 2 章 会員

第 5 条：会員

本会の会員は、会の主旨に賛同する医師等で構成される。

第 6 条：入会

本会に入会しようとする者は所定の申込書に当該年度の会費を添えて事務局へ提出する。

第 7 条：資格の喪失

1. 会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。
2. 会費を継続して3年以上滞納したとき。
3. 当該会員が死亡したとき。
4. 本会の名誉を傷つけ、また目的に反する行為をしたとき、および規則を違反したときは世話人会の決議を経て当該会員を除名することができる。

第 3 章 役員

第 8 条：本会には次の役員を置く。

代表世話人： 1名

世話人：若干名

監事： 1名

第 9 条：役員の仕事

1. 代表世話人は本会の業務を統括し、本会を代表する。
2. 当番世話人は研究会の内容について企画し、開催する。
3. 監事は本会の会計および会務の監査を行う。

第 10 条：役員を選出

1. 代表世話人は、世話人の互選により選出し、世話人会の承認を得る。
2. 世話人は世話人の推薦により選出し、世話人会で承認を得る。
3. 当番世話人は世話人会にて選任する。
4. 監事は世話人の中から選出され、世話人会で承認を得る。

第 11 条：役員の任期

1. 代表世話人と世話人の任期は 3 年とする。但し再任を妨げない。
2. 代表世話人と世話人の定年は 67 歳とする。

第 4 章 運営

第 12 条：世話人会

1. 代表世話人は世話人会を招集しその運営にあたる。
2. 世話人会は年 1 回開催する。
3. 事業計画および収支予算の審議を行う。
4. 事業報告および収支決算の審議を行う。
5. その他世話人会が必要と認める事項の審議を行う。

第 13 条：研究会の開催

1. 本会は年 1 回開催する。
2. 本会は当番世話人の企画のもと開催する。

第 14 条：会誌の発行

1. 会誌の発行は年 1 回とする。
2. 論文掲載は本会会員であることを原則とし、研究会発表の論文に限る。

第 5 章 会計

第 15 条：開催経費

本会の運営は会費および協賛金などをもってこれにあてる。

第 16 条：会費の徴収

本会参加者は、会開催時に会費を支払うものとする。

第 17 条：年会費の徴収

会員の年会費は、3000 円とする。

第 18 条：会計年度

会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

第 6 章 会則の改訂

第 19 条：会則改定

本会の会則は世話人会の議を経て改訂することができる。

[附則]

本会則は平成 29 年 4 月 1 日より施行される。